CHIGASAKI 市立病院だより
第１０８号
平成 20 年 2 月発行
発行／茅ヶ崎市立病院
茅ヶ崎市本村 5-15-1　Ｔｅｌ．52-1111
ホームページアドレス　http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/hospital/

診療記録室・診療記録管理室

医事課医事担当
診療情報管理士　山田正明

みなさんは、診療記録というと何を想像されますか。診療記録は、医療スタッフが業務上作成した全ての記録物（情報）をいいますが、この両部署では主に診療録（カルテ）とレントゲンフィルムを取り扱っています。診療記録を中央で一括管理するため、平成１２年１０月新病院がオープンした時にこの室を設置しました。それでは、各室の機能をご紹介します。

診療記録室は、カルテ（紙カルテ）とレントゲンフィルムの貸出や収納の業務を担っています。１日の外来患者さんの数は、約１０００名で、その全てのカルテは、ここから貸し出されていきます。１０００冊のカルテを貸し出すことは、大変ですが現在ではコンピュータの普及とともに、かなりの部分を機械が行ってくれています。

カルテの貸し出し業務に一番威力を発揮しているのは、カルテ自動検索機です。この機械は、病院１階に設置されている自動再来受付機と連動し、患者さんが診療科の申込をすると同時にカルテを棚から探し出すというものです。こうして探し出されたカルテは院内を走行している自走台車に自動で乗せ替えられ、各診療科まで搬送されます。約１０００名の外来患者さんの内、予約診療は７００～８００名程ですので、当日のカルテの貸出は２００～３００冊ということになります。

このように書くと、楽で良いと思われるでしょうが、ここでは常時１０～１２名のスタッフが働いています。コンピュータ化が進んでいる中ずいぶん多くの人手を使っているように見えますが、実際に機械が自動でカルテを探し出してくれるのは５ヶ月以内に来院した方のカルテだけで、それ以上長い間来院されていない方のカルテは人手で探すことになります。それ以外にも、翌日使用される予約診療のカルテの準備と診察時に使用されるレントゲンフィルムを各診療科が使いやすいように並び替え、多すぎて機械では搬送できないため人手で届けています。

また、レントゲンフィルムは、重く大きく、扱いづらく、機械での収納もできないため、スタッフが高い脚立を登って出し入れしています。

医師からの至急の取り寄せ依頼も多いのですが、どこに収納しているかすぐに解る熟練したスタッフが多く働いています。

次に診療記録管理室を紹介します。業務は、退院された患者さんの入院中のカルテ（入院カルテ）の監査・製本及び院内のスタッフへの医療情報の提供等が主なものです。当院では、患者さんが入院されますと外来カルテとは別に、入院時の記録専用に入院カルテを作成しています。

退院すると外来カルテには、病歴要約として入院中の記録をまとめた帳票が入ります。この入院と外来のカルテを分けるという方法は、日本の病院では大部分がそうしているものです。

この室では、診療情報管理士を含め４名で業務をしていますが、カルテは、医師法やいろいろな法律等で記載方法や保管方法も決められており、さらに院内での取り決めがあります。その約束にそって記載されているか、帳票が正しく使用されているかを監査します。

１年間に作成される入院カルテは９４００冊程です。単純計算しますと、年間ひとり２３５０冊を監査していることになります。

忙しい医療現場で、治療や看護を実践しながら記録を残していくという作業は、大変なことだと思っています。しかしこの記録を省くことはできないため、医師や看護師達は懸命に書いているのですが、時には読めない事等も多々あります。そういった場合には、カルテを持っていき記載内容を確認することや読みやすく直してもらうことも、診療記録管理室にとっては大事な業務となっています。

カルテは、患者さんの診療経過の記録であり、治療方針策定の基礎となるのはもちろんですが、これからの時代は、カルテ等から集められた医療情報（データ）を開示することが求められてきます。よって、紙カルテを正確に管理・保存していきながら、今後の医療の発展に役立つ情報を提供していくことが大事だと感じています。

最後に診療情報管理士という職種について紹介します。診療情報管理士というのは、日本病院会をはじめ全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会の四病院団体協議会と医療研修推進財団が認定する資格です。

医学の基礎学問や診療記録の管理における実践方法を学び、そして国際疾病分類（ＷＨＯ）による病名の分類付け（コーディング）が主な仕事となっています。本来は、この国際疾病分類により、死因や疾病の統計に関する情報の国際的な比較や、他の医療機関との比較をすること、自院における統計データの作成、診療記録の管理などが主な仕事でした。しかしながら、近年は厚生労働省が新たな診療報酬の支払い制度としてＤＰＣ（診断群分類による包括支払い制度）を導入したことにより、この疾病分類によるコーディングが必須とされるようになり、ますます診療情報管理士が必要とされるようになってきました。